

物品・委託等における電子契約の対象範囲拡大について

横浜市では物品・委託等の契約案件で令和6年10月以降、一部の契約から電子契約を導入しておりますが、令和7年4月以降、対象範囲を拡大しますのでお知らせいたします。

□ 利用対象

契約第二課で契約手続きを行う以下の単独随意契約が対象です。

- ・ 物品供給契約
- ・ 物品製造（印刷製本）請負契約
- ・ 物品の修繕請負契約
- ・ 委託契約

※ ただし、時期・契約手続きの方式によっては対象とならない場合もありますので、対象となる案件は、見積依頼通知書にて個別にお知らせいたします。

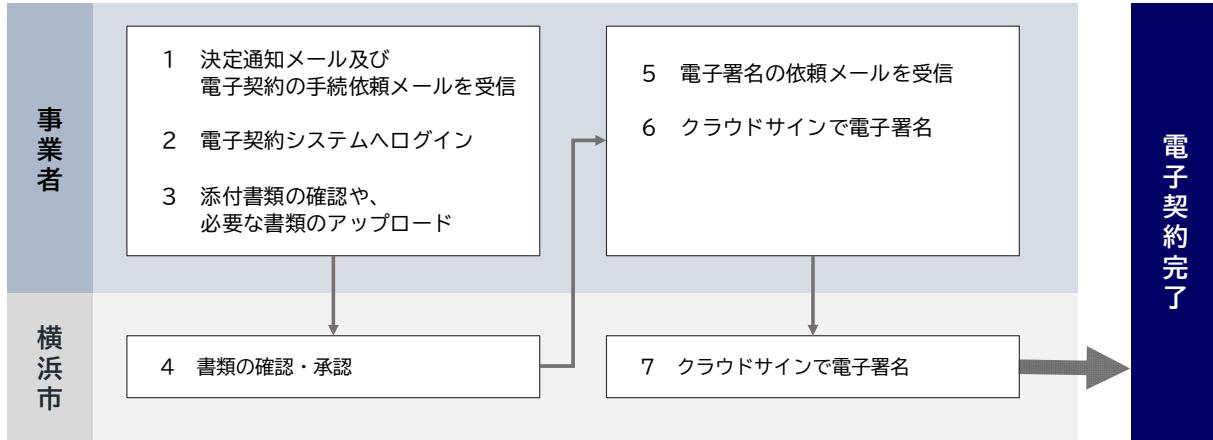
□ 対象範囲拡大の時期

令和7年4月以降の見積依頼分から

□ 契約締結方式の選択

- ・ 見積書を提出する際に希望する契約締結方式（電子/紙）を選択していただきます。
- ・ 引き続き、紙の契約書での契約締結を選択することも可能です。

□ 電子契約の手続きイメージ



□ 電子契約のメリット

- ・契約書の印刷・製本・押印、持参・郵送等が不要となります。
- ・すべてをインターネット上で完結できるので、業務負担・時間の軽減に繋がります。
- ・印紙代・郵送料金が削減されます。
- ・契約書の保管スペースが不要となります。

FAQ

Q 1 : 電子契約を行うために事前の準備は必要ですか。

A 1 : 電子入札システムにログインできる環境（パソコン、インターネット環境等）があれば、特別な準備は不要です。ログインには、入札参加資格審査結果通知でお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用します。

Q 2 : 電子契約を利用するのに利用料はかかりますか。

A 2 : 電子契約を利用するにあたって、利用料は不要です。

※ インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料はかかります。

Q 3 : 電子契約を利用しないことにより、見積に関して不利になることはありますか。

A 3 : 契約書締結方式の選択であるため、見積に関する有利不利はありません。

Q 4 : 導入対象外の随意契約や一般競争入札、変更契約は電子契約の対象となりますか。

A 4 : 当面は電子契約の対象外です。段階的に導入を検討していきます。

【お問合せ先】電子入札ヘルプデスク
TEL : 045-662-7992